

保育所入所基準の改定について

1. 保育所入所基準

保育所入所基準は、保護者の就労等の状況を指数化した「基本指数」と児童の属する家庭の状況等を指数化した「調整指数」及び「指数同一の場合の優先項目」で構成される。

入所審査（利用調整）においては、「基本指数」と「調整指数」の合計指数が高いほど保育の必要性が高いとし、合計指数が同一の場合は「指数同一の場合の優先項目」を基に総合的に判断している。

2. 今回の改定内容

(1) 基本指数

・保護者の疾病

寝たきりや精神疾病等、保護者が疾病の場合について、現行では就労や障害の場合等と比べ指数が低く設定されている。疾病の状況によっては、就労のフルタイムや高度の障害等と同等に保育の必要性が高いと考えられることから、指数の上限を引き上げ、その差を解消する。

保護者の状況		現 行	改 定 案
疾 病	常時臥床（期間の大半を病床で過ごしている状態）	18	20
	精神性疾病・感染性疾病	18～14	20～14

(2) 調整指数

育児休業

育児休業中の保護者について、現行では育児休業給付金の有無によって指数に差を設けている。雇用保険に加入していないパートタイマーや派遣職員等との公平性の観点から、育児休業給付金の有無による指数差を撤廃し、育児・介護休業法等に基づく育児休業であれば指数を同一とする。

また、育児休業制度の無い自営業者について、保護者が職場で就労中に保育している場合の指数を引き上げ、育児休業中の保護者との指数差を縮める。

条 件		現 行	改 定 案
保 護 者	育児休業中（給付金あり）で同一職場へ復職予定	7	7
	育児休業中（給付金なし）で同一職場へ復職予定	3	7
	保護者が職場で就労中に保育	4	5

離婚調停中

離婚調停中の世帯について、現行では指数項目を設定していない。離婚は成立していないが別居の状況にある場合の保育の必要性を考慮し、離婚調停中であることが証明できる書類を提出した場合には、ひとり親家庭に準ずるものとして新たな指数項目を追加し、加算する。

条 件		現 行	改定案
ひとり親に準ずる世帯	離婚調停中で別居（要証明書類提出）		3 （新設）

地域型保育事業等の卒園児

地域型保育事業及び東上野乳児保育園、康保会乳児保育所は2歳児クラスまでの園であり、3歳児以降も引き続き保育が必要な場合、改めて入所審査（利用調整）にかかることとなる。今年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」において、地域型保育事業の保育の継続性が謳われていること等を踏まえ、上記園の卒園児に対する指数を引き上げる。

条 件		現 行	改定案
地域型保育事業、東上野保育園、康保会乳児保育所を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合（4月入園のみ適用する。）		4	5

（3）指数同一の場合の優先項目

指数同一の場合の優先項目について、現行では障害を持つ保護者に対する項目が設定されていない。障害の無い保護者に比べ、保育の必要性は高いと考えられることから、新たな優先項目として保護者が障害の状況にあること（身体障害者手帳等が交付されている）を追加する。

指数同一の場合の優先項目	現 行	改定案
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている		追加

3. 保育所入所基準（案）

別紙のとおり

4. 改定時期

平成28年4月入所審査（利用調整）から適用